

論 文

会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針の時系列分析

——改定理由とその公表時期の関係——

記 虎 優 子

同志社女子大学
現代社会学部・社会システム学科
准教授**Abstract**

The purpose of this study is to investigate why companies revise their basic policy on internal control systems, as established in accordance with Japanese Companies Act and its enforcement regulations.

In this paper, I analyze textual data describing the grounds on which companies have renewed their policy, declared in their documents for timely disclosure, and then classify these reasons into 16 categories. I find that the most populous category responds to the new regulations for internal control over financial reporting, based on the Financial Instruments and Exchange Act, and against anti-social elements. This suggests that many companies amend their policy in an effort to cope with changes in the institutional environment, which is not dealt with in Companies Act.

I also examine the relation between the reasons why firms revise their policy and the time when they make their revision. It emerges that many firms initially construct their internal control systems in order to meet minimum standards but eventually it is to utilize these internal control systems effectively and actively.

1. はじめに

平成18年(2006年)5月1日に施行された会社法は、委員会設置会社に加えて、新たに大会社である取締役(会)設置会社に対して、いわゆる内部統制システムの構築の基本方針(以下、基本方針と表記する)の決定を義務付けた。これを契機として、上場会社等の中には、基本方針を制定・改定した際に、基本方針について遅滞なく適時開示する企業が多数見られるようになった。基本方針の改定についての適時開示

に際して基本方針の改定の理由を合わせて開示している企業も少なくない。

適時開示資料に記載された基本方針の改定の理由は、適時開示制度によって広く一般に公表されることが前提とされているため、比較的安定的なコンテキストを有した企業の言語資料のひとつであると見ることができる。認知的組織科学領域の組織的知識構造の知識表象研究では、(目に見えない)企業の知識ないし認知は、企業の言語資料に表象されているので、逆に企業の言語資料の内容を分析することで、企業の知識ないし認知の可視化が可能となると指摘されている(喜田2007)。

こうした指摘を踏まえれば、適時開示された

A Time Series Analysis of the Basic Policy on Internal Control Systems in Accordance with Japanese Companies Act: Why do Companies Revise their Basic Policy?

基本方針の改定理由の内容を分析することにより、企業が基本方針を改定した理由を追究することができよう。しかし、基本方針の改定の理由は、いわゆる定性情報として開示されているために、定量的に分析することが困難であり、その具体的な開示内容は未だ解明されていない。

また、企業がなぜ基本方針を改定したのかが分かれば、どのような要因が基本方針の改定につながったのかを解明することができる。それに加えて、企業がいつ基本方針を改定したのかも分かれば、基本方針の改定につながった要因が時の経過とともにどのように変わっていったのかを解明することができる。さらに、基本方針の改定に影響を与えた要因の時系列的な変遷が分かれば、企業が内部統制システムに対してどのように対応を図ってきたのか、企業の内部統制システムの構築の経緯を解明することもできよう。

そこで、本研究では、適時開示された基本方針の改定理由のテキスト型データ (textual data) に対して、テキスト型データに対する定量分析の手法であるテキストマイニングを行うことで、基本方針の改定理由の内容を分析することにより、企業が基本方針を改定した理由を追究し、企業が基本方針を改定した理由をいくつかの類型に分類する。これにより、基本方針の改定につながった要因を解明することを試みる。また、本研究では、基本方針の改定理由の諸類型を踏まえた上で、基本方針の改定の理由とその公表時期の関係を分析することにより、基本方針の改定理由を時系列に追究する。これにより、基本方針の改定に影響を与えた要因の時系列的な変遷と企業の内部統制システム構築の経緯を解明することを試みる。

以下では、まず、先行研究のレビューを行う。次に、基本方針の開示をめぐる制度的環境について検討する。そして、かかる検討を踏まえた上で本研究が実施した実態調査の方法と結果について述べる。続いて、実態調査の結果得られた基本方針の改定理由のテキスト型データに基づいて、企業が基本方針を改定した理由を類型

化するとともに、基本方針の改定の理由とその公表時期の関係を分析する。最後に、本研究の検証結果を考察するとともに、本研究の貢献と課題を指摘する。

2. 先行研究のレビュー

2.1 会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針の実態調査研究

基本方針の実態調査を行っている先行研究は、すでにくつか存在している。本研究と同様に、基本方針についての適時開示資料を対象として実態調査を行っている先行研究には次のものがある。鳥羽 (2007) は、上場会社等 (グリーンシートを含む) を対象として、2006年3月22日から2006年5月末までの間に公表された基本方針についての適時開示資料を対象として、各社の基本方針の具体的内容を調査している。そして、開示項目ごとに当該開示を行っていた会社数を上場証券取引所別に集計し、その会社数を上場証券取引所別に比較している。また、経済産業省企業行動課編 (2007, 96-100) は、会社法の施行を契機として、基本方針について適時開示する企業が現れるようになったことを踏まえて、東証一部上場企業の基本方針についての適時開示資料を開示した順に100社分抽出し、各社の基本方針の具体的内容を調査している。そして、開示項目ごとに当該開示を行っていた会社数を集計している。

事業報告における基本方針についての開示を対象として実態調査を行っている先行研究には、三菱UFJ信託銀行証券代行部 (2008; 2009; 2010; 2011) がある。これらの一連の研究では、上場会社 (新興市場を除く) のうち6月株主総会会社について、事業報告記載事項の項目ごとに、毎事業年度の記載事例が紹介されるとともに、記載内容の実態調査結果が示されている。そのひとつとして、事業報告における基本方針についての開示についても調査されている。具体的には、基本方針についての記載項目にどのような見出しが付されているかや、基本方針の記載に際して会社法や会社法施行規則が定める

項目がそのまま開示されているかどうかなどについて、実態調査の結果が示されている。

以上は、基本方針について実際に開示された情報を対象とした実態調査研究であるが、企業に対するアンケート調査に基づいた基本方針の実態調査研究も行われている。旬刊商事法務編集部（2009a；2009b）では、上場会社（新興市場・外国企業を除く）を対象としてアンケート調査を行い（回答期間は2009年1月26日から3月19日まで）、会社法下における取締役会の運営の実態が調査されている。基本方針の決定は取締役会の専決事項のひとつであるので、この調査の中で、各社が会社法に基づく内部統制システムを具体的にどのように構築しているのかや、基本方針を最初に決議した時期について調査されている。

このように、先行研究の中には、本研究と同様に、基本方針についての適時開示資料を対象として開示実態調査を行ったものは存在するものの、調査対象とされた適時開示資料は会社法施行日（平成18（2006）年5月1日）前後に公表されたものに限定されている。また、基本方針の改定の理由の開示実態調査を行っている先行研究は、知る限り存在していない。

2. 2 内部統制システムに関するその他の研究

内部統制システムについての開示の中でも特に基本方針についての開示に着目するものではないが、本研究と同様に、内部統制システムについての開示内容とその開示時期の関係を分析している先行研究には、唯一、池田（2012）がある。池田（2012）は、2004年から2010年までの7年間の上場会社の有価証券報告書の【コーポレート・ガバナンスの状況】の記載内容の実態調査を行い、【コーポレート・ガバナンスの状況】における内部監査についての開示内容を時系列に分析している。具体的には、内部監査についての記載内容の年ごとの推移を調査することにより、独立性と専門性を備えた有効な内部監査を実施していると開示している企業がこの7年間に急増し、特に2004年以前

には内部監査を実施しているとは開示していなかった企業のほとんどがこの7年間に内部監査を新たに実施するようになったと開示していたことを明らかにしている。そして、ちょうどこの7年間に、内部統制システムに係る複数の開示制度の導入（すなわち、有価証券報告書の【コーポレート・ガバナンスの状況】における内部統制システムについての開示、会社法に基づく基本方針の開示、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告書制度）があったことから、これらの開示制度の導入が内部統制システムの重要な構成要素のひとつである内部監査の整備につながったと結論付けている。

内部統制システムについての開示を対象とした実証研究は、たとえば矢澤（2011）などのように、会社法に基づく基本方針の開示ではなく、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告書制度に着目したものが多い。内部統制システムについての開示の中でも、本研究のように会社法に基づく基本方針についての開示に着目して実証研究を行っている先行研究は知る限り存在していない。

以上のほか、企業に対するアンケート調査により内部統制システムに対する企業の意識を調査した研究（佐々木2008；須田ほか2011a；2011b）や、こうした企業の意識に影響を与える要因を実証的に解明することを試みている研究（須田2008）も存在する。しかし、これらの研究では、本研究のように、企業がなぜ基本方針を改定したのかを追究することは試みられていない。

3. 会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針の開示をめぐる制度的環境

3. 1 会社法における開示制度

会社法では、取締役会設置会社に対して、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を取締役会の専決事項のひとつとして定め（会社法362Ⅳ⑥）、大

会社については当該体制の整備についての決定を義務付けている（会社法 362 V）。非取締役会設置会社であっても、大会社であれば同様に当該体制の整備についての決定が取締役全体に義務付けられている（会社法 348 III④、IV）。さらに、委員会設置会社に対しても、会社法は、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を取締役会の専決事項のひとつとして定め（会社法 416 I ①ホ）、大会社に該当するかどうかにかかわらず当該体制の整備についての決定を義務付けている（会社法 416 II）¹⁾。

このように、会社法では、その規定の中で、「内部統制システム」なる用語を使用しているわけではないが、上述の「体制」がいわゆる内部統制システムに該当すると一般に理解されている。そして、この「体制の整備」について決定すること、換言すれば、基本方針を決定することが、義務付けられているかどうか（すなわち、大会社または委員会設置会社であるかどうか）にかかわらず、基本方針を決定または決議している場合には、その決定または決議の内容の概要を事業報告において開示することが義務付けられている（会社法施行規則 118 II）。

事業報告は、各事業年度について一度作成すればよいので、事業報告における基本方針の開示は、事業年度ごとに一度しか行われず、開示の適時性を欠く。基本方針が当事業年度中に見直されず、当事業年度よりも前に決定または決議された内部統制システム構築の基本方針が、当事業年度においても有効に存在している場合には、当事業年度についての事業報告の開示を待たずに、結果的に当事業年度においても有効な基本方針が、前事業年度以前についての事業報告においてすでに開示されていることになる。したがって、一度決定または決議された基本方針が改定されていない場合には、開示の適時性の問題は軽減されるかもしれない。しかし、当事業年度中に、会社の実情の変化に合わせて、

内部統制システムの構築について新たな決定をした場合には、当事業年度についての事業報告が開示されるまで、新たに決定または決議された基本方針は開示されないことになる。したがって、基本方針が改定された場合には、開示の適時性の問題はより深刻になる。

また、会社法や会社法施行規則には、いつの時点の基本方針が事業報告における開示の対象となるのかについて、明文の規定がない。その結果、基本方針が改定された場合には、上述の開示の適時性の問題に加えて、さらに、事業報告においていつの時点の基本方針が開示されているのかが会社によって異なるという開示の企業間比較可能性の問題や、過去に少なくとも一定期間は有効に存在していた基本方針の開示自体が一度も行われなかったという不開示の問題が生じ得る。すなわち、事業年度中に、内部統制システムの構築について複数回新たな決定をした場合には、当該事業年度中の全期間ではなく一定期間のみ有効であったそれぞれに異なる複数の基本方針が当該事業年度中に存在することになる。こうした場合にいつの時点の基本方針を当該事業年度についての事業報告において開示すれば足りるのかなどについては、明らかでない²⁾。また、当該事業年度の末日後に、内部統制システムの構築について新たな決定をした場合に、当該事業年度についての事業報告において、当該事業年度中に存在していた以前の基本方針を開示するのか、それとも事業報告作成時点における最新の基本方針を開示のかなどについても、明らかでない³⁾。

3. 2 適時開示をめぐる実務動向

全国の各証券取引所や日本証券業協会の自主規則には、内部統制システム構築についての取締役会決議に基づいて制定ないし改定された基本方針が適時開示の対象となるのかどうかについて、明文の規定はない⁴⁾。しかし、上場会社等の中には、内部統制システム構築についての最初の取締役会決議をした場合だけでなく、その後会社に実情の変化に合わせて、新たな決

議をした場合にも、当該決議に基づいて制定ないし改定された基本方針を「会社の決定事実」あるいは「その他の任意開示情報」に該当するとして、遅滞なく適時開示している企業が多数見られる。

適時開示制度は、制度開示の枠組みの中では最も開示の適時性が優れている。したがって、基本方針についての適時開示について、会社法における開示制度の場合のように、開示の適時性の問題が生じることはない。また、基本方針が改定される都度適時開示されるならば、適時開示時点において有効な基本方針が漏れなく開示されることになるので、開示の企業間比較可能性の問題や不開示の問題も生じない。ただし、現状では、適時開示を義務付ける明文の規定がないため、すべての上場会社等が基本方針について適時開示しているわけではないという問題は、依然として残っている。

4. 会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針の開示実態調査

4.1 実態調査の方法

本研究では、基本方針の開示をめぐる制度的環境についての上述の検討を踏まえて、基本方針についての適時開示資料を対象として、基本方針の改定理由の開示実態調査を行うことが現実的に有効な方法であると判断し、この種の適時開示資料を対象として開示実態調査を行った。実態調査に当たっては、次に示した手順で実態調査の対象とするべき適時開示資料を選定することにより、本研究の調査対象期間中に公表された各社の基本方針についての適時開示資料をできる限り漏れなく抽出するよう努めた。

まず、東京証券取引所のTDネットデータサービスを利用して、全国の各証券取引所の上場会社等⁵⁾について、会社法公布日(平成17(2005)年7月26日)から2009年3月31日までの間に開示された適時開示資料を対象として、適時開示資料の表題に「内部統制」または「業務の適正」の語句を含むものを検索した。なお、検索の対象とする期間を会社法施行日(平

成18(2006)年5月1日)からではなく、会社法公布日からとしたのは、会社法施行日より前に、基本方針を適時開示している企業があり、こうした企業も調査対象に含めるためである⁶⁾。また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度が2009年3月期(2008年4月1日以降に開始する事業年度)から導入されたことを踏まえて、検索の対象期間を2009年3月31日までとした。上述の検索の方法によれば、適時開示資料の表題に、「内部統制」または「業務の適正」の語句を含んでさえいれば、基本方針とは関係のない適時開示資料、たとえば、内部統制システムの構築をサポートするサービスの開始についてのリリース等まで含んで抽出されてしまう。そこで、各適時開示資料の表題部分を通常用いられる日本語で記述されている文章で構成されているテキスト型データとして収集し、表題の内容を調査することにより、基本方針とは関係のない適時開示資料を排除することとした。

次に、入手した基本方針についての適時開示資料の中から、さらに基本方針の改定の理由が記載されているものだけを目視により抽出し、基本方針の改定理由の記載部分を通常用いられる日本語で記述されている文章で構成されているテキスト型データとして収集した⁷⁾。

4.2 実態調査の結果

(1) 基本方針について適時開示された件数

実態調査の結果、本研究の調査対象期間中に公表された適時開示資料のうち、適時開示資料の表題に「内部統制」または「業務の適正」の語句を含むものは、1,932件であった。この1,932件の適時開示資料の表題の内容を調査したところ⁸⁾、うち43件が基本方針とは関係のない適時開示資料であると判断できた⁹⁾。したがって、残りの1,889件が、基本方針についての適時開示資料であるはずである。しかし、実態調査の過程で、この1,889件の適時開示資料の中には、まったく同じ開示内容のものが重複して公表されていると推測されるものが2件(延べ4件)

含まれていたことが判明した。そこで、本研究では、この1,889件の適時資料から重複開示分2件を差し引いた1,887件の適時開示資料が、本研究の調査対象期間中に公表された基本方針についての適時開示資料であると最終的に判断した。なお、この1,887件の適時開示資料のうち、12件が、すでに公表済みの基本方針についての適時開示資料の訂正の適時開示であった。したがって、すでに公表済みの基本方針についての訂正開示を除くと、本研究の調査対象期間中に公表された基本方針についての適時開示資料は、1,875件となる。

(2) 基本方針についての適時開示資料の表題の内容

本研究の調査対象期間中に公表された基本方針についての適時開示資料（すでに公表済みの基本方針についての適時開示の訂正を除く）1,875件のうち、ほとんどの適時開示資料では、表題に「内部統制システム」（その類似表現を含む）という表現が含まれていた。とりわけ、「内部統制システム」という表現が延べ1,785件と、圧倒的に好んで用いられていた。「内部統制」（延べ71件）や「内部統制体制」（延べ9件）という表現が用いられている場合もあったが、全体から見ると少数派であった。その一方で、会社法の明文規定の中で用いられている表現である「業務の適正」という表現を表題に含んでいた

ものは、わずかに延べ18件しかなかった。その上、この延べ18件のうち延べ7件は、表題に「業務の適正」という表現と同時に内部統制システム（その類似表現を含む）という表現を含んでいた（表1を参照）。

会社法では、その規定の中で「内部統制システム」なる用語を使用しているわけではない。しかし、会社法がいわゆる内部統制システム構築の基本方針の決定について定めていることは、基本方針についての適時開示資料の表題の内容についての上述の実態調査結果からも一般に理解されていると見ることができよう。

(3) 基本方針の改定理由の記載のある適時開示件数

本研究の調査対象期間中に公表された基本方針についての適時開示資料（すでに公表済みの基本方針についての適時開示の訂正を除く）1,875件（100%）のうち、基本方針を改定した旨が開示されていたのは、788件（42.0%）であった。さらに、この788件（100%）のうち、276件（35.0%）が基本方針の理由も合わせて開示していた^{10) 11)}。したがって、基本方針を改定した旨が開示されていた適時開示資料に限ってみると、公表された適時開示資料のうちのおおよそ3件に1件が改定の理由を合わせて開示していたことになる。なお、本研究の実態調査の対象には、グリーンシートに指定された非上場

表1 基本方針についての適時開示資料の表題に含まれていた表現

表 現		件数 (延べ)	
内部統制システム (類似表現を含む)	内	内部統制システム	1,785
	訳	内部統制	71
		内部統制体制	9
合計		1,865 ^{注1)}	
業務の適正		18 ^{注2)}	

注1) 表題に「内部統制システム」と「内部統制」という表現を同時に含んでいる適時開示資料が1件ある。

注2) このうち、延べ7件が表題に「業務の適正」という表現と同時に「内部統制システム」（類似表現を含む）という表現を含んでいる。

注3) 調査対象は、会社法公布日（2005年7月26日）から2009年3月31日までの間に公表された基本方針についての適時開示資料（すでに公表済みの基本方針についての適時開示の訂正を除く）1,875件である。

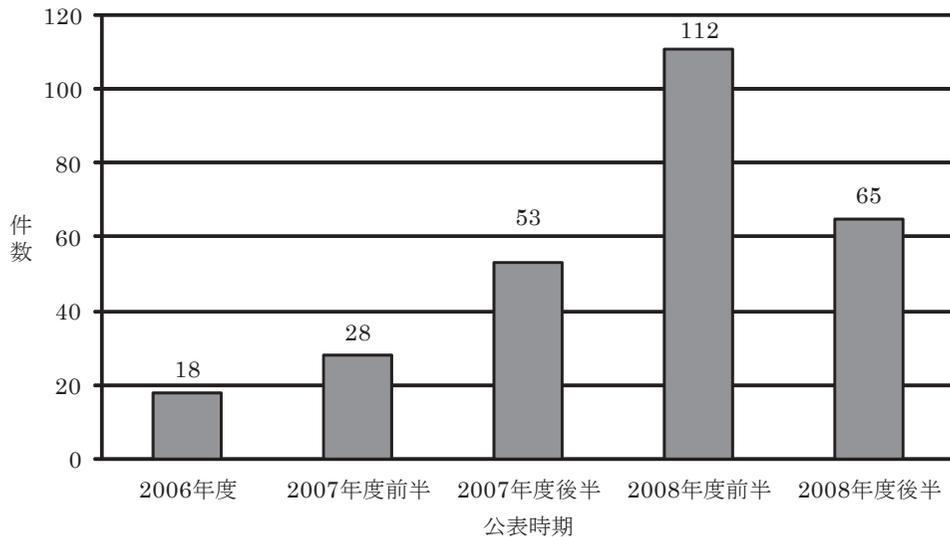
会社を含んでいたが、基本方針の改定の理由の記載があったのは、すべて上場会社が適時開示したものであった。

基本方針について適時開示することを要求する明文の規定がない制度的環境では、基本方針を改定したことを適時開示するかどうかはもちろん、基本方針の改定について適時開示する際に改定の理由まで合わせて開示するかどうかは、企業の自由裁量に任されている。こうした事情を踏まえると、基本方針の改定の理由が開示されていた件数は、少なくない。いずれにせよ、基本方針の改定についての適時開示において改定の理由を合わせて開示することは、情報開示に対する企業の積極的な取り組みである。

この276件の適時開示資料のうち、最も早く公表されていたのは、2006年7月26日付で公表されていた1件であり、逆に、最も遅くに公表されていたのは、2009年3月30日付で公表されていたものであり、3件が該当した。ま

た、この276件の適時開示資料について、各適時開示資料の公表日の記載に基づいて¹²⁾、①2006年度(2006年4月~2007年3月31日)¹³⁾、②2007年度前半(2007年4月~2007年9月)、③2007年度後半(2007年10月~2008年3月)、④2008年度前半(2008年4月~2008年9月)、⑤2008年度後半(2008年10月~2009年3月)の5つに区分して、適時開示件数を集計した。その結果、2006年度から2008年度前半にかけて適時開示件数が次第に多くなる傾向があり、2008年度前半に最も適時開示件数が多かった。2008年度前半の適時開示件数は、2007年度後半の適時開示件数の2倍以上であり、2008年度前半に適時開示件数が急増したことが分かる。その後、2008年度後半になると適時開示件数は減少に転じた(図1参照)。このように、本研究の調査対象期間中、基本方針の改定の理由の記載のある適時開示件数は、公表時期によってかなり差があった。

図1 公表時期別の基本方針についての適時開示件数(基本方針の改定理由の記載があるものに限る)



注1) 公表時期は、各適時開示資料の公表日の記載に基づいて、①2006年度(2006年4月~2007年3月31日)、②2007年度前半(2007年4月~2007年9月)、③2007年度後半(2007年10月~2008年3月)、④2008年度前半(2008年4月~2008年9月)、⑤2008年度後半(2008年10月~2009年3月)の5つに区分している。

注2) 調査対象は、会社法公布日(2005年7月26日)から2009年3月31日までの間に公表された基本方針についての適時開示資料(すでに公表済みの基本方針についての適時開示の訂正を除く)1,875件のうち、基本方針の改定理由の記載のある276件である。

また、本研究の調査対象期間中には、基本方針の改定の理由を記載した上で基本方針の改定について複数回適時開示した会社があった。各社が本研究の調査対象期間中に基本方針の改定の理由の記載のある適時開示を行った延べ回数を見てみると、大半の会社は延べ1回しか開示していなかったが、中には最も多い場合で延べ4回も開示していた会社もあった（表2を参照）。平均すると、各社は、本研究の調査対象期間中に、基本方針の改定の理由の記載のある適時開示を延べ1.2回行っていた。この結果、基本方針の改定の理由の記載があった276件の適時開

示資料の大半は基本方針の改定理由の記載のある1回目の適時開示であったが、中には基本方針の改定理由の記載のある2回目以降の適時開示が含まれていた（表3を参照）。

(4) 基本方針の改定理由の文字数

基本方針の改定の理由の記載があった276件の適時開示資料の基本方針の改定理由の記載部分の文字数は、平均すると143.0文字であった。基本方針の改定理由の文字数は、最も少ない場合では11文字である一方、最も多い場合では1,087文字もあり、一見すると、基本方針の改定の理由としての記載量は、適時開示資料によって差が大きいように思える。しかし、上四分位（75パーセント）点の文字数が158.5文字である一方、下四分位（25パーセント）点の文字数も99.5文字とあまり差がないことを踏まえると、大半の適時開示資料では、基本方針の改定の理由は、100文字～150文字程度でそれほど詳細でなく、比較的簡潔に記載されていたことが分かる。また、90パーセント点でも、文字数は206文字にとどまっており、極端に基本方針の改定の理由の記載量の多い適時開示資料は、稀であったことが分かる（表4を参照）。

表2 各社が基本方針についての適時開示を行った回数（延べ）（基本方針の改定理由の記載があるものに限る）

適時開示回数（延べ）	会社数	割合（%）
1回	195	83.7
2回	34	14.6
3回	3	1.3
4回	1	0.4
合計	233	100.0

注1) 会社法公布日（2005年7月26日）から2009年3月31日までの間に公表された基本方針についての適時開示資料（基本方針の改定理由の記載があるものに限る）276件を会社別に集計することにより、各社が当該期間中に基本方針の改定の理由を記載した上で基本方針の改定について適時開示を行った延べ回数を調査した。

表3 公表回数別の基本方針についての適時開示件数（基本方針の改定理由の記載があるものに限る）

公表回数	開示件数	割合（%）
1回目	233	84.4
2回目	38	13.8
3回目	4	1.4
4回目	1	0.4
合計	276	100.0

注1) 会社法公布日（2005年7月26日）から2009年3月31日までの間に公表された基本方針についての適時開示資料（基本方針の改定理由の記載があるものに限る）276件を会社別に分類し、かつ、各適時開示資料の公表日の記載に基づいて公表日の古い順に並び替えることにより、当該適時開示資料が各社が基本方針の改定の理由を記載した上で行った何回目の基本方針の改定についての適時開示であるのかを調査した。その上で、この276件の適時開示資料を公表回数別に集計した。

表4 基本方針の改定理由の文字数の記述統計量（データのクリーニング前）

0%	最小値	11
1%		31
5%		53
10%		74
25%	下四分位点	99.5
50%	中央値	127
75%	上四分位点	158.5
90%		206
95%		286
99%		586
100%	最大値	1,087
	平均値	143.0
	標準偏差	96.76
	サンプル数	276

注1) 調査対象は、会社法公布日（2005年7月26日）から2009年3月31日までの間に公表された基本方針についての適時開示資料（すでに公表済みの基本方針についての適時開示の訂正を除く）1,875件のうち、基本方針の改定理由の記載のある276件である。

5. 会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針の改定理由の類型化

5. 1 サンプルの選択

本研究では、実態調査の結果を踏まえて、会社法公布日（平成17（2005）年7月26日）から2009年3月31日までの間に公表された基本方針についての適時開示資料のうち、基本方針の改定の理由が記載されていた276件の適時開示資料をサンプルとして選択した。

5. 2 基本方針の改定理由のテキストマイニングの方法と結果

(1) 形態素解析による単語の抽出

実態調査の結果得られた基本方針の改定理由のデータは、通常用いられる日本語で記述されている文章で構成されているテキスト型データであるから、そのままでは定量分析を行うことが極めて困難である。そこで、基本方針の改定理由のテキスト型データを構造化するために、次の手順によりテキストマイニングを行った。

まず、基本方針の改定理由のテキスト型データに対して、データのクリーニングを行ったうえで¹⁴⁾、テキストマイニング用のソフトウェアのひとつである（株）野村総合研究所のTRUETELLER®（バージョン7.00 Build 5以下、TRUETELLERと表記する）を用いて、単語に分割してさらに各単語の品詞を求める形態素解析により分かち書きを行うことで、単語を抽出した¹⁵⁾。その結果、抽出された単語の総件数（ある単語が出現するサンプルの件数を数え、すべての単語について当該件数を合計したもの）は6,747件であり、その種類数（出現したすべて単語について、同一表記の単語を1個と数えたときの個数の合計）は1,018個であった。単語の総件数に占めるその種類数の割合は15.1%（= 1,018個 ÷ 6,747件）であった。このように、抽出された単語の総件数はあまり多くなく、データセット自体はそれほど大きくない。このことは、基本方針の改定理由の記載量がそもそもそれほど多くなかったことに起因し

ている。また、単語の総件数に占めるその種類数の割合は比較的小さいので、データセットの内容は、（話題が広がっていないという意味で）限定されていると見ることができる。

抽出された単語の中には、「コンプライアンス」と「法令遵守」といったように、意味内容が類似する単語が少なからず含まれていた。基本方針の改定の理由を類型化しようとする本研究の目的にとっては、このような表記の多様性に対処して、意味内容が類似する単語を要約することが必要である。そこで、意味内容が類似する単語を同義語として統一した。また、抽出された単語の中には、数字、年月日、条文番号、会社名などの固有名詞といった、本研究の目的からすると、あまり意味のない単語が少なからず含まれていた。そこで、さらに、あまり意味のない単語を目視により拾い上げて削除した。

以上の処理の結果、単語の総件数は5,257個となり、その種類数は748個となった。単語の総件数に占めるその種類数の割合は、14.2%（= 748個 ÷ 5,257個）となった。このように、単語の総件数、その種類数、単語の総件数に占めるその種類数の割合のいずれもが、当初のデータセットよりも減少しており、以上の処理によりデータセットの内容はより限定されたと言える。

(2) 構文解析による係り受けの単語ペアの作成

続いて、意味内容が類似する単語を同義語として統一し、かつ、本研究の目的からみてあまり意味のない単語を削除したデータセットに対して、TRUETELLERを用いて、各文節の係り受けの関係を求める構文解析を行うことで、係り受けの単語ペアを作成した¹⁶⁾。その結果、作成された係り受けの単語ペアの総件数（ある係り受けの単語ペアが出現するサンプルの件数を数え、すべての係り受け単語ペアについて当該件数を合計したもの）は、4,766個であり、その種類数（出現した係り受けのすべての単語ペアについて、同一表記の係り受けの単語ペア

を1個と数えたときの個数の合計)は1,728個であった。また、係り受けの単語ペアの総件数に占めるその種類数の割合は36.3% (= 1,728個 ÷ 4,766個)であった。

作成された係り受けの単語ペアの中には、たとえば「コンプライアンス-強化する」と「コンプライアンス-推進」といったように、意味内容が類似する係り受けの単語ペアが多数含まれていた。また、たとえば、「金融商品取引法-財務報告」と「財務報告-信頼性」と「財務報告-内部統制システム」や、「反社会的勢力-排除する」と「反社会的勢力-被害」といったように、同一の事柄について言及していると推測される複数の係り受けの単語ペアが少なからず含まれていた。特に、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告書制度についての言及や、反社会的勢力への対応についての言及に関連して、この種の係り受けの単語ペアが目立った。意味内容が類似していたり同一の事柄について言及していると推測されたりする係り受けの単語ペアを、それぞれに異なる種類の係り受けの単語ペアとして取り扱うことは、基本方針の改定の理由を類型化しようとする本研究の目的と合致しない。そこで、まず、こうした係り受けの単語ペアを同義係り受けとして統一した。

また、作成された係り受けの単語ペアの中には、たとえば「内容-いたす」といったように、各々の係り受けの単語ペアにのみ注目した場合には係り受けの意味内容の解釈が困難なものが含まれたままとなっていた。さらには、たとえば「基本方針-改訂する」といったように、基本方針の改定理由の記載として含まれていて当然と考えられる係り受けの単語ペアも含まれたままとなっていた。本研究の目的からすると不要と判断できるこれらの係り受けの単語ペアがデータセットに含まれたままでは、基本方針の改定の理由をうまく類型化することができないと見込まれた。そこで、次に、不要であると判断した係り受けの単語ペアを目視により拾い上げて削除した。

さらに、作成された係り受けの単語ペアの中には、多くのサンプルで出現するものもあれば、たったひとつのサンプルでしか出現しないものもあった。データセットに含まれる係り受けの単語ペアの総件数や種類数は、出現件数を1件以上とした場合が圧倒的に多く、閾値とする出現件数が大きくなるにつれて、急速に低減する。係り受けの単語ペアの総件数に占めるその種類数の割合も、閾値とする出現件数が大きくなるに従って急速に低減する。係り受けの単語ペアの総件数や種類数が多すぎると、基本方針の改定の理由を類型化することが困難となるので、あまり出現しない係り受けの単語ペアはそれほど重要でないと判断し、最後に、出現件数が3件未満の係り受けの単語ペアを削除した。

以上の処理の結果、係り受けの単語ペアの総件数は、771個となり、その種類数は48個となった。また、係り受けの単語ペアの総件数に占めるその種類数の割合は6.2% (= 48個 ÷ 771個)となった。これが、テキストマイニングの結果最終的に得られたデータセットである。なお、出現件数が3件未満の係り受けの単語ペアしか割り当てられないサンプルはデータセットから除かれることになるので、サンプルは16件減って260件となった。このように、最終的なデータセットは、当初のデータセットよりもかなり小さくなっている。

5.3 クラスタ化による基本方針の改定理由の類型化

(1) クラスタ化の方法と結果

テキストマイニングを行うことにより、基本方針の改定理由のテキスト型データが構造化され、各々のサンプルの係り受けの単語ペアの出現パターンが明らかとなった。しかし、係り受けの単語ペアの出現パターンは、単に係り受けの単語ペアが出現するかしないかを示しているに過ぎず、数量としては扱えないので、依然として定量分析を行うことが困難である。そこで、次の手順により、各々のサンプルの係り受けの単語ペアの出現パターンを数量化した。まず、

テキストマイニング用のソフトウェアのひとつである日本電子計算(株)の WordMiner®(バージョン 1.1.50)(以下、WordMiner と表記する)を用いて、テキストマイニングの結果最終的に得られたデータセットから、各々のサンプルの係り受けの単語ペアの出現パターン(すなわち、ある係り受けの単語ペアが出現していれば 1、出現していなければ 0 の値をとるフラグ値)をもとに、表頭がデータセットに含まれる各々の係り受けの単語ペア、表側が各々のサンプルとなるクロス表を作成した。そして、このクロス表に対して 15 成分を用いて対応分析を行うことにより¹⁷⁾、15 成分の成分スコアを求めた。

対応分析で得られた 15 成分の成分スコアは、数量を意味しているから、これに対して定量分析を行うことが可能となる。そこで、WordMiner を用いて、対応分析で得られた表側の 15 成分の成分スコアをもとに、サンプルのクラスター化¹⁸⁾を行って、サンプルをいくつかのクラスターに分類することを試みた。これにより、基本方針の改定の理由を類型化することができるように、係り受けの単語ペアの出現パターンが類似するサンプルを同じクラスターにまとめることを意図している。

その結果、極めて小さなクラスターが生成されるなど、外れ値の存在が懸念され、外れ値がクラスター化に重大な影響を与えており、その結果うまくクラスター化できていないと推測された。そこで、対応分析で得られた表頭と表側の成分スコアをともに観察し、他と比べて極端に大きな(あるいは小さな)成分スコアをとるサンプルと係り受けの単語ペアを探するなどして、外れ値を探索的に検出し、除去した。その結果、データセットに含まれている係り受けの単語ペアの総件数は、515 個となり、その種類数は 29 個となった。また、係り受けの単語ペアの総件数に占めるその種類数の割合は、5.6% (= 29 個 ÷ 515 個)となった。なお、外れ値としたサンプルや、係り受けの単語ペアを外れ値として除去した結果、係り受けの単語ペアがひとつも割り当てられないサンプルは、データセットか

ら除かれることになるので、サンプルはさらに 6 件減って 254 件となった¹⁹⁾。

外れ値の除去により、サンプル数は、それほど減少しなかったものの、係り受けの単語ペアの総件数や種類数はかなり減少した。本研究は、基本方針の改訂の理由を類型化しようとするものであるから、サンプルの除去は、大勢から外れた特異な改定理由を持つものだけにできるだけとどめたい一方で、類型化を妨げている係り受けの単語ペアは積極的に除去したい。したがって、外れ値の除去に伴う係り受けの単語ペアやサンプルの減少は、許容できる範囲内であると判断した。

外れ値を除去した上で、改めて 15 成分を用いて対応分析を行ったところ、15 成分の固有値は、最大で 0.82 (第 1 成分)、最少で 0.33 (第 15 成分)であり、15 成分の累積寄与率は 80.74%であった。そして、対応分析で得られた表側の 15 成分の成分スコアをもとに、クラスター数を 14 個と決定して²⁰⁾、サンプルのクラスター化を行い、クラスター 1 ~ 14 までの各クラスターを生成した。

生成された 14 個のクラスターのうち、クラスター 1 に所属するサンプルの数が 137 件と、その他のクラスターと比べて圧倒的に多かった。そこで、クラスター 1 に所属するサンプルだけに限定したサブデータセットに対して、元のデータセットの場合と同様の方法で再クラスター化(細分類)を試みた。このサブデータセットに含まれる係り受けの単語ペアの総件数は、205 個であり、その種類数は 8 個であった。また、係り受けの単語ペアの総件数に占めるその種類数の割合は、3.9% (= 8 個 ÷ 205 個)であった。

再クラスター化に際しても、外れ値を探索的に検出して除去した。その結果、サブデータセットに含まれている係り受けの単語ペアの総件数は 195 個となり、その種類数は 2 個となった。また、係り受けの単語ペアの総件数に占めるその種類数の割合は、1.0% (= 2 個 ÷ 195 個)となった。なお、サンプル数には変化はなく、137 件のままであった。

外れ値を除去した上で、改めて第1成分を用いて対応分析を行ったところ、第1成分の固有値は、0.40であり、(累積)寄与率は100%であった。そして、対応分析で得られた表側の第1成分の成分スコアをもとに、クラスター数を3つと決定して、サンプルの再クラスタ化¹⁾を行い、サブクラスター1-1~1-3までの各サブクラスターを生成した。

以上のクラスター化および再クラスター化の結果、本研究では、最終的に全部で16個の(サブ)クラスター(クラスター1を細分類したサブクラスター1-1~1-3と、クラスター2~14)を生成した。表5に、外れ値除去後のクラスター化の結果を、表6に外れ値除去後の再クラスター化(細分類)の結果を示している。

(2) 有意性テストによる基本方針の改定理由の類型化

続いて、クラスター化または再クラスター化

によって生成された16個の(サブ)クラスターについて、各(サブ)クラスターにおける各々の係り受けの単語ペアの出現傾向がデータセット全体における出現傾向と有意に異なるかどうかを正規近似で検定することにより²⁾、各(サブ)クラスターを特徴づける係り受けの単語ペアを後述のように客観的に要約した。これにより、クラスター化および再クラスター化により生成された16個の(サブ)クラスターの特徴を明らかにし、基本方針の改定の理由を16の類型に分類することを意図している。

表7-8に、クラスター化または再クラスター化によって生成された各(サブ)クラスターについて、検定値の符号がプラスで有意となった係り受けの単語ペアを検定値の大きい順に示している。なお、検定値の符号がプラスで大きいほど、各クラスターにおいて特徴的に多く現れる係り受けの単語ペアであることを意味している。

表5 クラスター化の結果(外れ値除去後)

クラスター	クラスター内変動	クラスターサイズ	クラスターサイズ 構成比(%)	[クラスター内] 総件数
クラスター1	0.33	137	53.9	205
クラスター2	0.15	21	8.3	39
クラスター3	0.51	21	8.3	70
クラスター4	0.07	5	2.0	18
クラスター5	0.11	4	1.6	9
クラスター6	0.15	5	2.0	23
クラスター7	0.19	7	2.8	15
クラスター8	0.10	7	2.8	14
クラスター9	0.15	11	4.3	34
クラスター10	0.11	18	7.1	46
クラスター11	0.15	4	1.6	7
クラスター12	0.06	4	1.6	5
クラスター13	0.12	4	1.6	14
クラスター14	0.08	6	2.4	16

注1) クラスター化の対象となったデータセットのサンプル数は、254件である。

注2) クラスター化の対象となったデータセットに含まれている係り受けの単語ペアの総件数は、515個であり、その種類数は29個である。

注3) クラスター化に際しては、表頭が各々の係り受けの単語ペア、表側が各々のサンプルとなるクロス表に対して15成分を用いて対応分析を行うことにより得られた表側の15成分の成分スコアを用いている。

注4) [クラスター内変動の総和]2.3、[クラスター間変動]5.8、[クラスターの総変動]8.1

注5) クラスターサイズ：各クラスターに所属するサンプルの件数

クラスターサイズ構成比：各クラスターに所属するサンプルの件数÷クラスター化の対象となったデータセットのサンプルの件数

[クラスター内] 総件数：各クラスターに含まれている係り受けの単語ペアの総件数

表6 クラスター1の再クラスター化(細分類)の結果(外れ値除去後)

サブクラスター	サブクラスター内 変動	サブクラスター サイズ	サブクラスター サイズ構成比(%)	[サブクラスター内] 総件数
サブクラスター1-1	0.00	36	26.3	36
サブクラスター1-2	0.00	58	42.3	116
サブクラスター1-3	0.00	43	31.4	43

注1) 再クラスター化の対象となったサブデータセットのサンプル数は、137件である。

注2) 再クラスター化の対象となったサブデータセットに含まれている係り受けの単語ペアの総件数は、195個であり、その種類数は2個である。

注3) 再クラスター化に際しては、表頭が各々の係り受けの単語ペア、表側が各々のサンプルとなるクロス表に対して第1成分を用いて対応分析を行うことにより得られた表側の第1成分の成分スコアを用いている。

注4) [サブクラスター内変動の総和]0.0、[サブクラスター間変動]0.4、[サブクラスターの総変動]0.4

注5) サブクラスターサイズ：各サブクラスターに所属するサンプルの件数

サブクラスターサイズ構成比：各サブクラスターに所属するサンプルの件数÷再クラスター化の対象となったサブデータセットのサンプルの件数

[サブクラスター内] 総件数：各サブクラスターに含まれている係り受けの単語ペアの総件数

表7 係り受けの単語ペアの有意性テストの結果(クラスター1~14)

	係り受けの単語ペア	検定値	有意 確率	[クラスター 内]件数/[ク ラスター内] 総件数(%)	[データセッ ト内]件数/ [データセッ ト内]総件数 (%)	[クラスター 内]件数	[データセッ ト内]件数
クラスター1：金商法・反社会的勢力対応型(全体の53.9%に当たる137件)							
上位1	反社会的勢力-排除する	9.16 ***	0.00	49.3	27.0	101	139
上位2	金融商品取引法-財務報告	8.43 ***	0.00	45.9	25.6	94	132
クラスター2：組織変更付随型(全体の8.3%に当たる21件)							
上位1	組織-変更	8.92 ***	0.00	53.9	6.0	21	31
クラスター3：内部統制強化・整備志向型(全体の8.3%に当たる21件)							
上位1	内部統制システム-強化する	5.97 ***	0.00	17.1	2.7	12	14
上位2	整備状況-反映する	5.03 ***	0.00	14.3	2.5	10	13
上位3	現在-整備状況	3.94 ***	0.00	7.1	1.0	5	5
上位4	強化-図る	1.58 *	0.06	12.9	7.4	9	38
上位5	強化-向ける	1.33 *	0.09	2.9	0.8	2	4
クラスター4：表現変更型(全体の2.0%に当たる5件)							
上位1	表現-変更	4.36 ***	0.00	27.8	1.9	5	10
上位2	実質-かかわらない	3.97 ***	0.00	16.7	0.6	3	3
上位3	基本方針-主旨	3.05 ***	0.00	11.1	0.4	2	2
クラスター5：執行役員制度導入付随型(全体の1.6%に当たる4件)							
上位1	執行役員制度-導入する	5.05 ***	0.00	44.4	1.0	4	5
上位2	明確化-行う	1.37 *	0.08	11.1	1.0	1	5
クラスター6：企業価値増大・透明性向上志向型(全体の2.0%に当たる5件)							
上位1	企業価値-増大	5.18 ***	0.00	21.7	1.0	5	5
上位2	透明性-高い	4.18 ***	0.00	17.4	1.0	4	5
上位3	内部統制委員会-設置する	1.58 *	0.06	8.7	1.8	2	9
クラスター7：内部統制委員会設置付随型(全体の2.8%に当たる7件)							
上位1	内部統制委員会-設置する	6.33 ***	0.00	46.7	1.8	7	9
クラスター8：行動規範等制定・改定付随型(全体の2.8%に当たる7件)							
上位1	行動規範-定める	6.43 ***	0.00	50.0	1.8	7	9
クラスター9：リスクマネジメント強化志向型(全体の4.3%に当たる11件)							
上位1	リスクマネジメント体制-強化する	7.25 ***	0.00	32.4	2.3	11	12
上位2	リスクマネジメント委員会-設置	1.99 **	0.02	5.9	0.8	2	4

クラスター 10：コンプライアンス強化志向型（全体の7.1%に当たる18件）							
上位1	コンプライアンス体制－強化	7.78 ***	0.00	39.1	5.1	18	26
上位2	強化－図る	4.44 ***	0.00	28.3	7.4	13	38
上位3	強化－伴う	3.21 ***	0.00	6.5	0.6	3	3
上位4	徹底－図る	3.21 ***	0.00	6.5	0.6	3	3
クラスター 11：内部通報制度整備付随型（全体の1.6%に当たる4件）							
上位1	内部通報制度－整備する	5.58 ***	0.00	57.1	0.8	4	4
クラスター 12：持株会社移行付随型（全体の1.6%に当たる4件）							
上位1	持株会社－移行する	5.64 ***	0.00	80.0	1.0	4	5
上位2	責任－明確にする	1.67 **	0.05	20.0	1.0	1	5
クラスター 13：環境変化対応型（全体の1.6%に当たる4件）							
上位1	変化－対応する	4.96 ***	0.00	28.6	0.8	4	4
上位2	経営環境－変化	4.64 ***	0.00	28.6	1.0	4	5
クラスター 14：適正な業務執行志向型（全体の2.4%に当たる6件）							
上位1	業務執行－適正だ	5.87 ***	0.00	37.5	1.4	6	7
上位2	業務執行－体制	5.64 ***	0.00	37.5	1.6	6	8

注1) 検定値の符号がプラスで有意となった係り受けの単語ペアを検定値の大きい順に示している。*** 両側1%有意、** 両側5%有意、* 両側10%有意。

注2) 有意性テストの対象となったデータセットのサンプル数は、254件である。

注3) [データセット内] 件数：有意性テストの対象となったデータセットにおいて、当該係り受けの単語ペアが出現するサンプルの件数

[クラスター内] 件数：各クラスターにおいて、当該係り受けの単語ペアが出現するサンプルの件数

[データセット内] 総件数：有意性テストの対象となったデータセットに含まれている係り受けの単語ペアの総件数（515個）

[クラスター内] 総件数：各クラスターに含まれている係り受けの単語ペアの総件数（表5を参照）

注4) 有意性テストの対象となったデータセットに含まれている係り受けの単語ペアの種類数は、29個である。

表8 係り受けの単語ペアの有意性テストの結果（サブクラスター 1-1～1-3）

	係り受けの単語ペア	検定値	有意確率	[サブクラスター内] 件数 / [クラスター内] 総件数 (%)	[サブデータセット内] 件数 / [データセット内] 総件数 (%)	[サブクラスター内] 件数	[サブデータセット内] 件数
サブクラスター 1：金商法対応型（クラスター 1 の26.3%に当たる36件）							
上位1	金融商品取引法－財務報告	7.43 ***	0.00	100.0	48.2	36	94
サブクラスター 2：金商法・反社会的勢力両対応型（クラスター 1 の42.3%に当たる58件）							
有意となった係り受けの単語ペアなし							
サブクラスター 3：反社会的勢力対応型（クラスター 1 の31.4%に当たる43件）							
上位1	反社会的勢力－排除する	7.85 ***	0.00	100.0	51.8	43	101

注1) 検定値の符号がプラスで有意となった係り受けの単語ペアを検定値の大きい順に示している。*** 両側1%有意。

注2) 有意性テストの対象となったサブデータセットのサンプル数は、クラスター 1（金商法・反社会的勢力対応型）に所属する137件である。

注3) [サブデータセット内] 件数：有意性テストの対象となったサブデータセットにおいて、当該係り受けの単語ペアが出現するサンプルの件数

[サブクラスター内] 件数：各サブクラスターにおいて、当該係り受けの単語ペアが出現するサンプルの件数

[サブデータセット内] 総件数：有意性テストの対象となったサブデータセットに含まれている係り受けの単語ペアの総件数（195個）

[サブクラスター内] 総件数：各サブクラスターに含まれている係り受けの単語ペアの総件数（表6を参照）

注4) 有意性テストの対象となったサブデータセットに含まれている係り受けの単語ペアの種類数は、2個である。

検定値の符号がプラスで有意となった係り受けの単語ペアを、各(サブ)クラスターについて見ていくと、次のようになる(表7-8を参照)。

クラスター1に所属するサンプルは、137件(全体の53.9%)で、クラスター化で生成された14個のクラスターの中では圧倒的に多い。このクラスターでは、「反社会的勢力-排除する」と「金融商品取引法-財務報告」が、1%有意(両側)であった。したがって、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告書制度や、反社会的勢力への対応について言及している傾向にあると判断できる。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、金商法・反社会的勢力対応型と名付け、さらに再クラスター化によって次の3つの類型に細分類した。

再クラスター化によって生成されたサブクラスター1-1に所属するすべてのサンプル(クラスター1の26.3%に当たる36件)には、「金融商品取引法-財務報告」と「反社会的勢力-排除する」の2種類の係り受けの単語ペアのうち、「金融商品取引法-財務報告」のみが割り当てられており、「金融商品取引法-財務報告」は1%有意(両側)であった。そこで、このクラスターに所属するサンプルを金商法対応型と名付けた。また、サンプルクラスター1-3に所属するすべてのサンプル(クラスター1の31.4%に当たる43件)には、「反社会的勢力-排除する」のみが割り当てられており、「反社会的勢力-排除する」は1%有意(両側)であった。そこで、このクラスターに所属するサンプルを反社会的勢力対応型と名付けた。他方で、サンプルクラスター1-2については、有意とされた係り受けの単語ペアはなかったが、このクラスターに所属するすべてのサンプル(クラスター1の42.3%に当たる58件)には、「金融商品取引法-財務報告」と「反社会的勢力-排除する」の両方が割り当てられていた。そこで、このクラスターに所属するサンプルを金商法・反社会的勢力両対応型と名付けた。

クラスター2に所属するサンプルは、21件(全体の8.3%)であった。このクラスターでは、「組織-変更」が、1%有意(両側)であり、このクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。したがって、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、組織変更について言及している傾向にあると判断できる。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、組織変更付随型と名付けた。

クラスター3に所属するサンプルも、21件(全体の8.3%)であった。このクラスターでは、「内部統制システム-強化する」、「整備状況-反映する」、「現在-整備状況」の3つが、1%有意(両側)であった。また、「強化-図る」と「強化-向ける」の2つが10%有意(両側)であった。したがって、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、内部統制システムの強化や整備について言及している傾向にあると判断できる。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、内部統制強化・整備志向型と名付けた。

クラスター4に所属するサンプルは、5件(全体の2.0%)であった。このクラスターでは、「表現-変更」、「実質-かかわらない」、「基本方針-主旨」の3つが、1%有意(両側)であった。かつ、「表現-変更」は、このクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。したがって、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、基本方針の単なる字句上の表現の変更について言及している傾向にあると判断できる。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、表現変更型と名付けた。

クラスター5に所属するサンプルは、4件(全体の1.6%)であった。このクラスターでは、「執行役員制度-導入する」が、1%有意(両側)であり、このクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。また、「明確化-行う」が10%有意(両側)であった。しかし、「明確化-行う」は、このクラスターに所属する4件のサンプルのうち1件のサンプルにしか含まれ

ていない。以上から、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、執行役員制度の導入について言及している傾向にあると判断し、このクラスターに所属するサンプルを、執行役員制度導入付随型と名付けた。

クラスター6に所属するサンプルは、5件（全体の2.0%）であった。このクラスターでは、「企業価値－増大」と「透明性－高い」が、1%有意（両側）であった。これらのうち、「企業価値－増大」は、このクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。また、「透明性－高い」は、このクラスターに所属する5件のサンプル中4件のサンプルに含まれている。また、「内部統制委員会－設置する」が10%有意（両側）であった。しかし、「内部統制委員会－設置する」は、有意性テストの対象となったデータセット全体で9件出現し、うち7件がクラスター7で出現している。したがって「内部統制委員会－設置する」は、クラスター6をうまく特徴づけていないと判断した。以上から、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、企業価値の増大や透明性の向上について言及している傾向にあると判断し、このクラスターに所属するサンプルを、企業価値増大・透明性向上志向型と名付けた。

クラスター7に所属するサンプルは、7件（全体の2.8%）であった。このクラスターでは、「内部統制委員会－設置する」が、1%有意（両側）であり、このクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。したがって、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、内部統制委員会の設置について言及している傾向にあると判断できる。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、内部統制委員会設置付随型と名付けた。

クラスター8に所属するサンプルは、7件（全体の2.8%）であった。このクラスターでは、「行動規範－定める」が、1%有意（両側）であり、このクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。また、「行動規範－定める」の被統一語（同義係り受けとして統一された

語）には、「行動理念－改める」、「経営方針－示す」、「企業行動基準－改める」などがあったので、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、行動規範等の制定や改定について言及している傾向にあると判断した。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、行動規範等制定・改定付随型と名付けた。

クラスター9に所属するサンプルは、11件（全体の4.3%）であった。このクラスターでは、「リスクマネジメント体制－強化する」が1%が有意（両側）であり、「リスクマネジメント委員会－設置」が5%有意（両側）であった。この2つのうち、「リスクマネジメント体制－強化する」は、このクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。したがって、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、リスクマネジメントの強化について言及している傾向にあると判断できる。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、リスクマネジメント強化志向型と名付けた。

クラスター10に所属するサンプルは、18件（全体の7.1%）であった。このクラスターでは、「コンプライアンス体制－強化」、「強化－図る」、「強化－伴う」、「徹底－図る」の4つが、1%有意（両側）であった。これらのうち、「コンプライアンス体制－強化」は、このクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。したがって、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、コンプライアンスの強化について言及している傾向にあると判断できる。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、コンプライアンス強化志向型と名付けた。

クラスター11に所属するサンプルは、4件（全体の1.6%）であった。このクラスターでは、「内部通報制度－整備する」が、1%有意（両側）であり、このクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。したがって、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、内部通報制度の整備について

言及している傾向にあると判断できる。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、内部通報制度整備付随型と名付けた。

クラスター12に所属するサンプルは、4件(全体の1.6%)であった。このクラスターでは、「持株会社-移行する」が1%有意(両側)であり、「責任-明確にする」が5%有意(両側)であった。この2つのうち、「持株会社-移行する」は、このクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。他方で、「責任-明確にする」は、このクラスターに所属する4件のサンプルのうち1件のサンプルにしか含まれていない。以上から、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、持株会社への移行について言及している傾向にあると判断できる。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、持株会社移行付随型と名付けた。

クラスター13に所属するサンプルは、4件(全体の1.6%)であった。このクラスターでは、「変化-対応する」と「経営環境-変化」が、1%有意(両側)であり、いずれもこのクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。したがって、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、経営環境の変化への対応について言及している傾向にあると判断できる。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、環境変化対応型と名付けた。

クラスター14に所属するサンプルは、6件(全体の2.4%)であった。このクラスターでは、「業務執行-適正だ」と「業務執行-体制」が、1%有意(両側)であり、いずれもこのクラスターに所属するすべてのサンプルに含まれている。したがって、このクラスターに所属するサンプルでは、基本方針の改定の理由として、適正な業務執行やその体制について言及している傾向にあると判断できる。そこで、このクラスターに所属するサンプルを、適正な業務執行志向型と名付けた。

以上の分析の結果、サンプルを16個の(サブ)クラスターに分類し、さらに有意性テスト

を行って各(サブ)クラスターを特徴づける係り受けの単語ペアを客観的に要約することにより、基本方針の改定の理由を16の類型に分類することができた。

6. 会社法に基づく内部統制システム構築の基本方針の改定理由の諸類型と公表時期の関係の分析

基本方針の改定理由を16の類型に分類できたことを踏まえて、次の手順により基本方針の改定理由の諸類型と基本方針の改定理由の公表時期の関係を分析し、基本方針の改定理由を時系列的に追究した。

まず、公表時期区分別および改定理由の類型別に該当するサンプルの件数を集計して、表頭が公表時期区分²²⁾、表側が基本方針の改定理由の16の類型となるクロス表を作成した。次に、各公表時期区分における基本方針の改定理由の16の各類型に該当するサンプルの出現傾向が、データセット全体における各類型に該当するサンプルの出現傾向と有意に異なるかどうかを正規近似で検定することにより、各公表時期区分において基本方針の改定理由のどの類型が特徴的に多く現れるのか、換言すれば、各公表時期区分に公表されたサンプルには、どの類型に該当するサンプルが多いのかを後述のように客観的に要約した。

表9に、上述の手順により作成したクロス表を示している。ただし、表頭は、公表時期区分が早い順に左から並べて示している。また、表側は、基本方針の改定理由の諸類型のうちいずれかの公表時期区分において検定値の符号がプラスで有意となった類型を、有意となった公表時期区分が早い順に上から並べて示し、どの公表時期区分においても有意とならなかった諸類型は一番下にまとめて「その他の諸類型」として示している。そして、有意性テストの検定値と有意確率を合わせて示している。なお、検定値の符号がプラスで大きいほど、各公表時期区分において特徴的に多く現れた基本方針の改定理由の類型であることを意味している。

有意性テストの結果、すべての公表時期区分において、検定値の符号がプラスで有意となる基本方針の改定理由の類型が見られた。検定値の符

号がプラスで有意となった基本方針の改定理由の各類型を、有意となった公表時期区分が早い順に見ていくと、次のようになる（表9を参照）。

表9 基本方針の改定理由の諸類型と公表時期の関係

公表時期区分		2006年度 (16件)	2007年度 前半(21件)	2007年度 後半(50件)	2008年度 前半(107件)	2008年度 後半(60件)
内部統制委員会設置付随型 (7件)	件数	2	2	1	1	1
	検定値	1.51 *	1.25	0.00	-1.13	-0.06
	有意確率	0.06	0.11	0.58	0.13	0.48
コンプライアンス強化志向型 (18件)	件数	4	6	5	2	1
	検定値	2.08 **	2.97 ***	0.62	-2.66	-1.69
	有意確率	0.02	0.00	0.27	0.00	0.05
適正な業務執行志向型 (6件)	件数	1	2	0	1	2
	検定値	0.45	1.41 *	-0.63	-0.85	0.17
	有意確率	0.33	0.08	0.26	0.20	0.43
金商法対応型 (36件)	件数	3	2	18	8	5
	検定値	0.25	-0.25	4.32 ***	-2.49	-1.29
	有意確率	0.40	0.40	0.00	0.01	0.10
金商法・反社会的勢力両対応型 (58件)	件数	0	0	5	39	14
	検定値	-2.21	-2.71	-2.34	4.25 ***	0.00
	有意確率	0.01	0.00	0.01	0.00	0.52
反社会的勢力対応型 (43件)	件数	0	0	4	28	11
	検定値	-1.68	-2.12	-1.74	3.17 ***	0.16
	有意確率	0.05	0.02	0.04	0.00	0.44
内部統制強化・整備志向型 (21件)	件数	1	0	4	6	10
	検定値	0.00	-1.03	0.00	-1.08	2.31 ***
	有意確率	0.61	0.15	0.60	0.14	0.01
その他の諸類型 (71件)	件数	6	11	13	23	18

注1) 上記のクロス表は、公表時期区分および改定理由の類型別に該当するサンプルの件数を集計して作成している。

注2) クロス表に集計されているサンプル数は、254件である。

注3) 表頭と表側には、各公表時期区分ないし基本方針の改定理由の各類型に該当するサンプルの件数を（ ）の中に示している。

注4) 各公表時期区分において検定値の符号がプラスで有意となった基本方針の改定理由の各類型に該当するサンプルの件数を太字で示している。

注5) 有意性テストの検定値と有意確率は、クロス表の各区分のサンプルの件数の下に示している。*** 両側1%有意、** 両側5%有意、* 両側10%有意。ただし、アスタリスクは、検定値の符号がプラスの場合のみ示している。

注6) 公表時期区分は、各サンプルの公表日の記載に基づいて、次のように区分している。

2006年度：2006年4月～2007年3月31日、2007年度前半：2007年4月～2007年9月、2007年度後半：2007年10月～2008年3月、2008年度前半：2008年4月～2008年9月、2008年度後半：2008年10月～2009年3月

注7) 基本方針の改定理由の16の種類のうち、どの公表時期区分においても有意とならなかった諸類型については、該当するサンプルの件数のみまとめて一番下に「その他の諸類型」として示し、有意とならなかった各類型の検定値と有意確率は省略している。

まず、2006年度には、内部統制委員会設置付随型が10%有意(両側)であり、また、コンプライアンス強化志向型も5%有意(両側)であった。この結果、2006年度中に公表されたサンプルには、内部統制委員会設置型とコンプライアンス強化志向型が多かったと言える。コンプライアンス強化志向型は、2007年度前半にも、1%有意(両側)であった。

2007年度前半には、適正な業務執行志向型も10%有意(両側)であった。したがって、2007年度前半に公表されたサンプルには、コンプライアンス強化志向型や適正な業務執行志向型が多かったと言える。

2007年度後半には、金商法対応型が1%有意(両側)であり、2007年後半に公表されたサンプルには、金商法対応型が多かった。2008年度前半には、金商法・反社会的勢力両対応型と反社会的勢力対応型がそれぞれ1%有意(両側)であり、2008年度前半に公表されたサンプルには、金商法・反社会的勢力両対応型と反社会的勢力対応型が多かった。このように、2007年度後半から2008年度前半にかけて公表されたサンプルには、金商法対応型、金商法・反社会的勢力両対応型ないし反社会的勢力対応型が多かった。この時期は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告書制度が開始されたり、各証券取引所の企業行動規範において反社会的勢力への対応について規定されたりした²³⁾時期とちょうど前後している。

2008年度後半には、内部統制強化・整備志向型が1%有意(両側)であり、2008年度後半に公表されたサンプルには、内部統制強化・整備志向型が多かった。

以上の分析の結果、公表時期区分によって、検定値の符号がプラスで有意となる基本方針の改定理由の類型が偏って見られることが分かった。すなわち、基本方針の改定の理由には時期によって偏りがあることが分かった。

7. 検証結果の考察

本研究では、実態調査の結果得られた基本方

針の改定理由のテキスト型データに基づいて、基本方針の改定の理由を16の類型に分類した。基本方針の改定の理由を類型化するに当たっての本研究の最終的なサンプル数は254件とそれほど多くない中で、16もの類型に分類できたことから、企業が基本方針を改定する理由は多様であることが伺える。

本研究では、基本方針の改定理由の諸類型の中でも、金商法・反社会的勢力対応型に分類されたサンプルが圧倒的に多かった。それゆえ、本研究では、この類型をさらに金商法対応型、金商法・反社会的勢力両対応型および反社会的勢力対応型の3つに細分類した。したがって、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告書制度の導入と反社会的勢力への対応が、基本方針の改定に大きな影響を与えており、これらへの対応を図ることが、多くの企業にとって基本方針を改定するきっかけとなったと言える。

会社法や会社法施行規則では、これらへの対応を基本方針に含めるよう明文の規定があるわけではない。財務報告に係る内部統制報告書制度は、法律上の明文の規定では、あくまで金融商品取引法に基づくものである²⁴⁾。また、反社会的勢力への対応についても、政府指針²⁵⁾や各証券取引所の企業行動規範では明文の規定はあるものの、これらは強制力を伴うものではない。それにもかかわらず、多くの企業が、会社法の枠組みの外の制度的環境の変化に対応して、基本方針を改定していたことが明らかとなった。

また、基本方針の改定の理由には時期によって偏りがあることが分かった。検定値の符号がプラスで有意となった基本方針の改定理由の各類型について、時系列的にその変遷を見ていくと、基本方針の改定に影響を与えた要因が、時の経過とともに次のようにならなくなっていったことが分かる。

最初は、内部統制委員会の設置といった、企業組織編成上のいわばハード的な内部統制システムへの対応が、基本方針の改定の契機となった。次に、コンプライアンスの強化や適正な業

務執行を志向するといった、企業経営上のいわばソフト的な内部統制システムへの対応が、基本方針の改定につながった。ただし、コンプライアンスは、企業にとって最低限の義務であるし、適正に業務を執行することやそうした体制を整備することも、会社法上の善管注意義務からすれば当然のことであるから、この時期には、どちらかという後ろ向きな姿勢でしか、内部統制システムへの対応が図られていなかった。その後、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告書制度の導入や反社会的勢力への対応といった、会社法の枠組みの外的制度的環境の変化への対応として、基本方針の改定が行われた。さらにその後は、内部統制システムの強化を志向したり内部統制システムの整備状況を反映させたりといった、企業経営上のソフト的かつ前向きな姿勢での内部統制システムへの対応が、基本方針の改定につながった。

このように、大局的にみると、内部統制システムへの企業の対応は、時の経過とともにハード的対応からソフト的対応へと変わり、企業は次第に内部統制システムの構築に対してより積極的な姿勢で臨むようになったことが分かる。こうした企業の姿勢の変化が、基本方針の改定理由の変遷に表象されていると言えよう。

8. おわりに

本研究では、適時開示された基本方針の改定理由の内容の実態調査を行い、その結果得られた基本方針の改定理由のテキスト型データに基づいて、企業がなぜ基本方針を改定したのかを追究し、企業が基本方針を改定した理由を16の類型に分類した。そして、基本方針の改定理由の諸類型を踏まえた上で、基本方針の改定の理由とその公表時期の関係を分析することにより、基本方針の改定理由を時系列に追究した。

本研究の貢献は、企業が基本方針を改定する理由は多様であるものの、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告書制度の導入と反社会的勢力への対応を図ることが、多くの企業にとって基本方針を改定するきっかけと

なったことを明らかにしたことである。また、企業が基本方針を改定した理由には時期によって偏りがあり、内部統制システムへの企業の対応が時の経過とともに次第により積極的なものへと変わっていったことを明らかにしたことも、本研究の貢献である。

しかし、本研究では、基本方針の改定理由の内容を分析するにとどまっており、基本方針が改定された結果として、基本方針そのものの内容が具体的にどのように変わったのかについては、分析できていない。また、多くの企業にとって内部統制報告書制度の導入2年目となる2009年4月以降に適時開示された基本方針の改定理由の内容については分析できていない。今後は、本研究の調査対象期間の後に公表された基本方針の改定理由の内容をさらに解明するとともに、基本方針の具体的内容やその変遷についても解明することが課題である。

注

- 1) なお、委員会設置会社については、会社法施行前の従前の制度的環境においても、すでに基本方針の決定や、営業報告書における基本方針の開示が義務付けられていた（商法特例法21条の7 I②〔平成17年廃止前〕）。
- 2) 社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会（2012）では、「事業年度中に複数回決定を行った場合には、各項目についての最終的な決定内容の概要を記載した上で、事業年度中の決定内容の変更点の概要を重要性に応じて記載することが考えられ、個々の回の決定の概要を個別に記載する必要はない。」とされている。
- 3) 小松・澁谷（2009）は、事業報告作成時点における最新の基本方針のみを開示していれば足りるとする見解も存じ得ることを指摘したうえで、当該事業年度中に存在していた以前の基本方針を開示すべきであるとの見解を示している。
- 4) ただし、いわゆる「バスケット条項」により、基本方針が適時開示の対象となるという解釈は成り立ち得ると考える。
- 5) ここでいう上場会社等とは、具体的には、東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所および

ジャスダック証券取引所の上場会社ならびに日本証券業協会のグリーンシートに指定された非上場会社を指す。なお、2010年4月1日付で大阪証券取引所とジャスダック証券取引所が合併したことに伴い、旧ニッポン・ニューマーケット「ヘラクレス」と旧JASDAQ市場および旧JASDAQ NEO市場は、2010年10月12日付で新たに開設されたJASDAQ市場に市場統合された。

- 6) 会社法により新たに基本方針を決定することが義務付けられることになった取締役会設置会社である大会社については、経過措置により、会社法施行日以後最初に開催される取締役会の終結の時まで、基本方針を決定する義務は適用しないとされた（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令14）。換言すれば、会社法の施行後最初に開催される取締役会の終結後には、基本方針が決定されていなければならないため、取締役会設置会社である大会社は、遅くとも、会社法の施行後最初に開催される取締役会において、基本方針を決定しなければならないとされたのである。
- 7) 基本方針の改定の理由の記載部分をテキスト型データとして収集する際には、見出しや箇条書きがある場合にはそれらを含め、また文の途中では区切らず1文単位で収集した。収集後、当該テキスト型データの中にスペース文字や編集記号が含まれている場合には、それらをすべて削除した。
- 8) 1件の適時開示資料について、適時開示資料本体には、明文では表題が示されていなかった。しかし、TD ネットデータサービス上では、当該適時資料について、表題が登録されていた。そこで、本研究では、当該適時開示資料については、TD ネットデータサービス上登録されていた表題を、便宜上表題として取り扱った。
- 9) ただし、この43件の中には、基本方針それ自体についての適時開示ではないものの、基本方針と幾分関連のある内部統制システムについての適時開示資料が含まれている。この種の適時開示資料としては、たとえば、基本方針に基づいた内部管理体制の強化の一環としての顧問就任や取締役選任のほか、内部統制推進委員会の設置といった、内部統制システムの「構築の方針」ではなく、内部統制システムの「構築そのもの」

に関する具体的内容についての適時開示資料が該当する。

また、この43件の中には、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムを今後整備していく旨のみを述べた適時開示資料や、財務報告に係る内部統制システム構築の基本方針を会社法に基づく基本方針のひとつに含めずに、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの基本方針として別途単独で公表している適時開示資料も含まれている。

なお、基本方針を決議した旨と当該方針の内容をホームページに掲載している旨を述べるのみで、基本方針の具体的内容が記載されていない適時開示資料が1件あった。本研究ではこの1件の適時開示資料については、基本方針についての適時開示資料であると判断し、上述の43件の中には含めていない。

- 10) 実態調査の過程では、同じような記載内容であるのに、適時開示資料によって、当該記載を改定の理由としている場合のほか、改定の内容としている場合や改定の経緯としている場合などがあり、当該記述がこれらのうちのどれに該当するのかを明瞭に区別することが困難であった。そこで、本研究では、基本方針についての適時開示資料において、内部統制システム構築の基本方針の具体的内容の記載とは別に、基本方針の改定の理由のほか、改定の経緯や趣旨、改定内容の概要等について明文の記載があれば、すべて改定の理由として漏れなく拾い上げている。
- 11) 各適時開示資料が、最初の基本方針の制定に際する適時開示であるのか、それとも基本方針の改定に際する適時開示であるのかは、次の理由により、厳密には区別することができなかった。第一に、基本方針についての1回目の適時開示であるにもかかわらず、基本方針の改定について開示している（つまり、基本方針を最初に制定したときには適時開示していない）ケースが少なくなかった。このため、基本方針についての1回目の適時開示であるからといって、必ずしも最初の基本方針の制定に際する適時開示であるとは限らなかった。第二に、基本方針についての2回目以降の適時開示であり、基本方針の改定に際する適時開示のケースに必ず当てはまるはずであるにもかかわらず、単に基本方針を決議した旨しか記載されていないケースがあった。このため、基本方針を改定した旨の記

載がなくても、基本方針の改定に際する適時開示であるケースがあった。

以上の結果、基本方針の改定に際する適時開示資料に限定して、そのうちのどのくらいの割合で改定の理由が記載されているのかを調査することはできなかった。しかし、基本方針の改定に際する適時開示の場合には、その中で基本方針を改定した旨が開示されているのが通例であると思われる。そこで、基本方針を改定した旨が開示されていた適時開示資料のうち、改定の理由も合わせて記載されていた割合を調査することとした。

- 12) なお、1件の適時開示資料について、当該適時開示資料の公表後に公表日を訂正する旨の訂正の適時開示が行われていたため、当該訂正を反映させた上で、適時開示資料を集計している。
- 13) 2006年度について前半と後半に区分していないのは、2006年度の適時開示件数がその他の年度と比較して少なかったためである。
- 14) 適時開示が行われた後に、すでに公表済みの適時開示について訂正の適時開示が行われており、その中で基本方針の改定の理由の記載内容が訂正されている場合には、当該訂正を反映させた。また、訂正の適時開示は公表されていないものの、誤字や脱字などで明らかに誤りと判断できた部分についても訂正した。また、TRUETELLERが当初間違っ分ち書きした部分を正しく分ち書きさせるために、句読点を追加したり、「及び（および）」を「と」に変更したりするなど、基本方針の改定理由についての記載部分の元の文章のコンテキストに影響を与えないように文章それ自体を修正した。さらに、TRUETELLERが学習していない単語（未定義語）として抽出された単語のほか、「内部統制報告書制度」といった専門用語や、会社名などの固有名詞などを新たに登録した。こうしたデータのクリーニングによる各サンプルの文字数の変化は、平均で0.76文字に過ぎず、データセットに大きな影響は与えていないと判断した。
- 15) TRUETELLERでは、形態素解析により名詞、形容詞、動詞のいずれかに分類された単語が抽出される。
- 16) TRUETELLERでは、構文解析により、名詞—動詞、名詞—形容詞、名詞—名詞のいずれかの組み合わせの係り受けの単語ペアが作成される。
- 17) クロス表の大きさ（次元数）が比較的大きく、

かつクロス表の各要素が疎となっている（1の値よりも0の値をとる要素の方が圧倒的に多い）ので、クロス表の示す情報をわずか数成分で探査することは困難である。その一方で、主要な特徴は、固有値のより大きい始めの方の成分に見られるので、あまりに多くの成分数を用いることも適切でない。そこで、対応分析に際してはWordMinerにおける初期値である15成分を指定することとした。

- 18) WordMinerで用いられるクラスター化法は、階層的分類法（Ward法）と非階層的分類法（k-平均法）を併用した独自のハイブリッド法である。詳細については、大隅（2006）を参照されたい。
- 19) 外れ値を除去した結果出現件数が3件未満となる係り受けの単語ペアについては、データセットから除去せず、データセットに含めたままとした。
- 20) 本研究では、WordMinerで示されるクラスター化過程（階層化過程）におけるクラスター内分散の変動の履歴を追跡し、それが大きく変化する位置を目安としてクラスター数を決定した。なお、後述のクラスター1の再クラスター化に際しても同様にクラスター数を決定した。
- 21) WordMinerにおける有意性検定については、大隅・保田（2006）が詳しい。
- 22) 公表時期区分は、各サンプルの公表日の記載に基づいて、①2006年度（2006年4月～2007年3月31日）、②2007年度前半（2007年4月～2007年9月）、③2007年度後半（2007年10月～2008年3月）、④2008年度前半（2008年4月～2008年9月）、⑤2008年度後半（2008年10月～2009年3月）の5つとした。なお、2006年度について前半と後半に区分していないのは、2006年度中に公表されたサンプルがその他の年度と比較して少なかったためである。
- 23) 東京証券取引所では、企業行動規範に、「上場会社は反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努めるものとする」旨を新たに定め、2008年2月6日から施行した。その後、その他の証券取引所においても、おおむね同時期に企業行動規範に同様の規定が設けられた。
- 24) 日本では、内部統制システムに関して、会社法と金融商品取引法という2つの異なる法律が規

制しているが、金融商品取引法上の内部統制システムが会社法上のそれに包摂されるのかどうかなど、両者の関係については法律上明文の規定が存在していない。この結果、両者がそれぞれ規制の対象としている内部統制システムが同じものなのか（同質説）、それとも異なるものなのか（異質説）をめぐって見解が対立している（鈴木 2011, 464-466）。いずれの立場を支持するにせよ、財務報告に係る内部統制報告書制度が、会社法との関係はさておき、金融商品取引法に基づくものであることは、法律上の明文の規定により明らかである。

- 25) 平成 19 年 (2007 年) 6 月 19 日付で公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)では、「反社会的勢力による被害の防止は、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置付けることが必要である。」と定められている。

参考文献

- 池田裕之. 2012. 「開示制度がもたらした内部統制への影響 (内部監査の変更実態調査)」『会計・監査ジャーナル』24 (2) : 79-85.
- 経済産業省企業行動課編. 2007. 『コーポレート・ガバナンスと内部統制～信頼される経営のために～』経済産業調査会.
- 大隅昇. 2006. 「WordMiner™における多次元データ解析—設計指針と主な特徴の紹介—」テキスト・マイニング研究会主催 WordMiner 第 6 回活用セミナー配布資料, 2006 年 9 月 7 日開催 (<http://wordminer.comquest.co.jp/wmtips/analysis.html>).
- 大隅昇・保田明夫. 2006. 『テキスト型データのマイニング』テキスト・マイニング研究会主催 WordMiner 第 6 回活用セミナー配布資料, 2006 年 9 月 7 日開催 (<http://wordminer.comquest.co.jp/wmtips/analysis.html>).
- 喜田昌樹. 2007. 『組織革新の認知的研究—認知変化・知識の可視化と組織科学へのテキストマイニングの導入—』白桃書房.
- 小松岳志・澁谷亮. 2009. 「事業報告の内容に関する規律の全体像」『旬刊商事法務』(1863) : 10-25.
- 佐々木隆志. 2008. 「内部統制とガバナンスおよび監査に関するアンケート調査」須田一幸編著. 『会計制度の設計』所収, pp. 416-434. 白桃書房.
- 社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会. 2012. 「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型 (改訂版)」(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/hinagata.html>).
- 旬刊商事法務編集部. 2009a. 「内部統制の実態〔上〕(会社法下における取締役会の運営実態 (4))」『旬刊商事法務』(1870) : 31-38.
- 旬刊商事法務編集部. 2009b. 「内部統制の実態〔下〕(会社法下における取締役会の運営実態 (5))」『旬刊商事法務』(1871) : 59-67.
- 鈴木克昌. 2011. 「内部統制報告制度」中村聡・鈴木克昌・峯岸健太郎・根本敏光・齋藤尚雄著『金融商品取引法—資本市場と開示編』(第 2 版) 所収, pp. 425-478. 商事法務.
- 須田一幸. 2008. 「内部統制のシステム構築に関する分析」同編著. 『会計制度の設計』所収, pp. 435-459. 白桃書房.
- 須田一幸・佐々木隆志・中島真澄・奥田真也. 2011. 「内部統制とガバナンスに関する日米比較—サーベイ調査の結果— (一)」『会計』179 (6) : 906-922.
- 須田一幸・佐々木隆志・中島真澄・奥田真也. 2011. 「内部統制とガバナンスに関する日米比較—サーベイ調査の結果— (二・完)」『会計』180 (1) : 115-128.
- 鳥羽至英. 2007. 「会社法下における内部統制システム構築への船出—取締役会決議において明らかとなった「体制」の内実」『監査役』(522) : 43-83.
- 三菱 UFJ 信託銀行証券代行部. 2008. 『事業報告記載事項の分析—平成 19 年 6 月総会会社の事例分析—』(別冊商事法務 No. 317) 商事法務.
- 三菱 UFJ 信託銀行証券代行部. 2009. 『事業報告記載事項の分析—平成 20 年 6 月総会会社の事例分析—』(別冊商事法務 No. 330) 商事法務.
- 三菱 UFJ 信託銀行証券代行部. 2010. 『事業報告記載事項の分析—平成 21 年 6 月総会会社の事例分析—』(別冊商事法務 No. 343) 商事法務.
- 三菱 UFJ 信託銀行証券代行部. 2011. 『事業報告記載事項の分析—平成 22 年 6 月総会会社の事例分析—』(別冊商事法務 No. 356) 商事法務.
- 矢澤憲一. 2011. 「内部統制の実証分析—なぜ日本企業の「重要な欠陥」開示は少ないのか?」日本インベスター・リレーションズ学会編. 『内部統

制と IR - 研究者と実務家の立場から』所収, pp. 81-113. 商事法務.

(付記) 本研究は、科学研究費基盤研究 (C) (課題番号 22530502) および同志社女子大学 2010 年度研究助成金 (個人研究) による研究成果の一部である。